

高齢者における新型コロナウイルス感染症の療養のあり方に関する見解

令和4年3月20日

一般社団法人日本在宅医療連合学会 代表理事
一般社団法人日本在宅ケアアライアンス 副理事長
石垣泰則

1. 在宅医療の概念

広辞苑第7版の中で、医療は「①医術で病気を治すこと。療治。治療。②医学的知識をもとに、福祉分野とも関係しつつ、病気の治療・予防あるいは健康増進をめざす社会活動の総体。」と記載されており、地域包括ケアシステムの概念が採用されている。日本在宅ケアアライアンスは「在宅医療とは地域の住まい（自宅と自宅以外の居宅）に暮らす通院が困難な対象者に対し、人生の最終段階も視野に入れて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職（PT・OT・ST）、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護職などが行う医療・介護を通じる包括的な支援である。介護を位置付けない在宅医療はあり得ない。」と定義している（資料1）。これまで病院を中心として提供されてきた医療を「治す医療」とすれば、在宅医療は多職種の専門家が包括的支援を有機的に提供することで、高齢者のQOLを向上し、潜在的回復力（復元力）を高めることを目指す「治し支える医療」である。

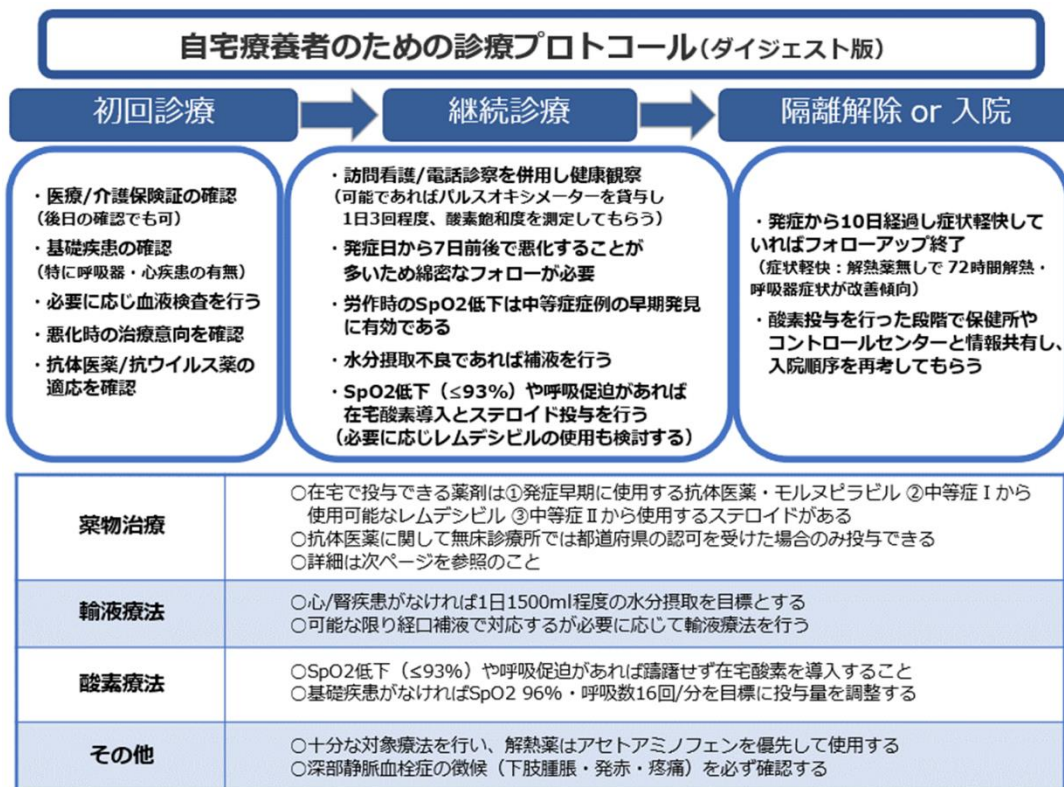
2. 日本在宅医療連合学会のスタンスと実績

日本在宅医療連合学会の主な会員は在宅ケアに携わる医療及び介護を含めた多職種の実践者であり、学会は「在宅で診断・治療が可能な高齢者は在宅で治療・療養を行う」ことを主眼に実践・研究・教育を行ってきた。2020年3月新型コロナウイルス感染症ワーキンググループを立ち上げ、在宅で療養する患者とこれを支える医療・介護専門職のために様々な成果物を作成してきた。

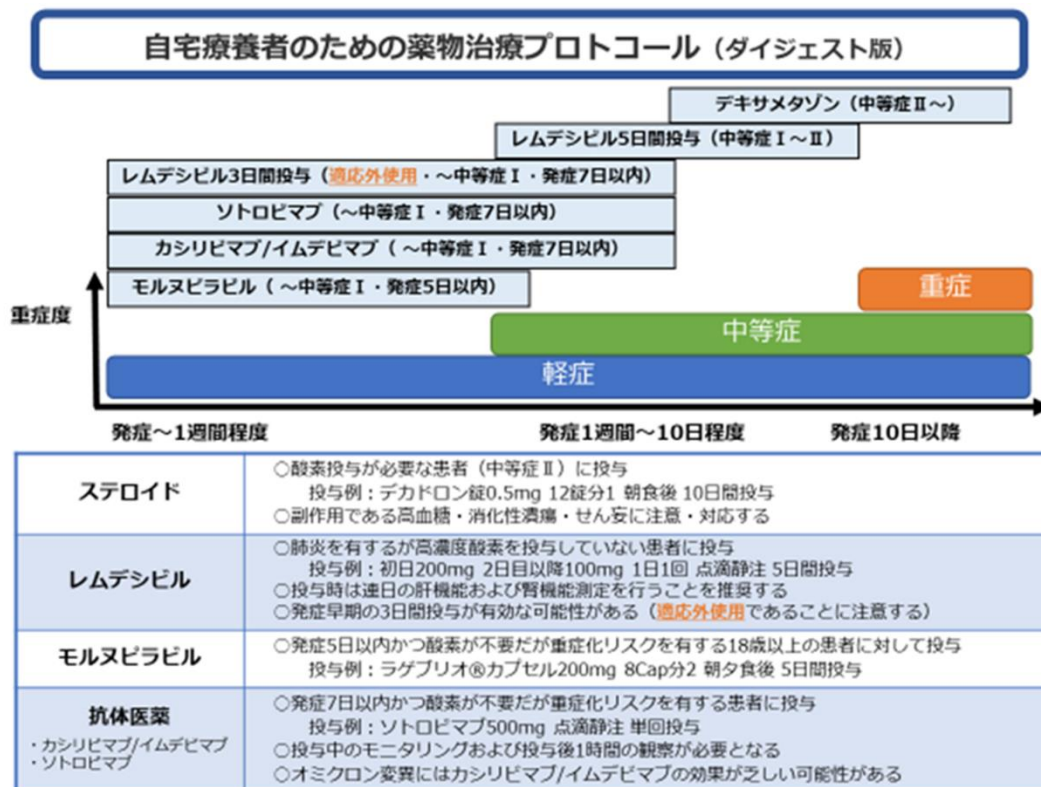
- ①新型コロナウイルス対応多職種研修会資料・動画(資料2)
- ②新型コロナウイルス感染者に対する在宅管理について(資料3)
- ③新型コロナウイルス感染症における事業継続計画作成マニュアル(資料4)
- ④在宅医療における新型コロナウイルス感染症対策Q&A(資料5)
- ⑤No! ワクチン難民!!(資料6)
- ⑥在宅医療と新型コロナウイルス感染症—療養者・家族への提言—(資料7)

また、一般社団法人日本在宅ケアアライアンスは2022年1月に「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコル(資料8)」を発出した。これは自宅で新型コロナウイルスに感染した患者の診療について、実践に基づいて記載されており、コロナ禍の地域医療における実務的マニュアルである(図1、図2)。日本在宅医療連合学会は当プロトコル作成において、日本在宅ケアアライアンスに全面的に協力した。

(図1) 自宅療養者のための診療プロトコール



(図2) 自宅療養者のための薬物治療プロトコール



3. 地域における介護現場での COVID-19 対策強化に向けての提言

オミクロン株の感染蔓延に伴い、家庭内や介護事業所・施設で猛烈なスピードで感染が拡大し、地域の介護体制並びに医療体制の崩壊が懸念された。

介護施設・事業所では、介護職員の感染あるいは濃厚接触者とされたため、介護に従事する職員数が減少し、自宅や事業所の高齢者の生活支援ができなくなる事態が頻発した。介護事業所（通所介護・訪問介護等）や介護施設（ショートステイ等）は一時的にサービス休止に追い込まれるだけでなく、事業体の経営状態の悪化により事業継続ができなくなる事例も見られている。このような事態が拡大することで、地域の介護体制が崩壊することが懸念される。

医療機関では、介助を要する COVID-19 高齢者を入院隔離することで、地域医療体制が混乱する事態が現れた。コロナ病床が埋まるだけでなく、病院運営上の負担が増し、高齢者を含めて本当に入院治療が必要な COVID-19 患者が入院できなくなる事態を招いたからである。日常的な一般救急が対応できない状況が生じることや健診並び外来受診を控えることにより、がん等の疾患が悪化した状態で発見される事態も見られている。

医療・介護体制の崩壊を防ぐための基本的対処方法として、①地域における医療と介護の連携を強化する、②介護施設や事業所の職員および利用者に対する 3 回目のワクチン接種を医療従事者に準じて早期に実施すること、③関係する介護職員に対する感染対策教育（研修）体制を構築すること、④介護施設あるいは事業所（特に経営規模の小さな施設や事業所）への人的あるいは経済的支援制度の充実等が重要であると提言した。

提言は①国、②都道府県・市町村、③保健所、④在宅医を含めた在宅医療実践者、⑤地区医師会、⑥介護施設及び事業所経営者、⑦介護従事者、⑧国民に向けて幅広くなされた。特に、国に向けては COVID-19 対策の司令塔として強いリーダーシップを持って対策をとることを期待する（表 1）。

表 1：国に向けた提言

①超高齢社会となっている日本において、COVID-19 が蔓延し、重症化しやすい高齢者が多く住んでいる高齢者施設（サ高住なども含む）および障がい者施設、特に小規模な施設（事業所）に於ける感染症対策等の強化あるいは充実をはかるため、地域の医療機関（地域の中核病院の ICN などの感染症専門家）あるいは医療関係団体（在宅医療を実践している診療所や訪問看護ステーションおよび地区医師会等）の連携を進めるための環境整備をはかること。

例えば、地域感染対策支援チーム（仮称）の結成や活動支援のための事業を新設する。

②施設、事業所に抗原迅速検査キットを再配布する（既事業の追加）。

③入所者、事業所利用者および介護事業所職員の 3 回目ワクチン接種を促進する。特に流行地域での接種の優先接種（2 回接種後 6 か月以内の職員を含め）を促進する。

- ④クラスターの発生した小規模な介護施設への人材派遣事業の更なる強化をはかる。
 - ・特にレッドゾーンで働く職員の派遣（例えば既感染者の派遣）事業
 - ⑤陽性者の発生した施設で働く職員への特別手当を支給し、離職を防ぐ。
 - ⑥介護施設で働く介護職員に対する感染対策教育研修を強化する。
 - ⑦陽性者の発生した部署で働く職員の家庭内感染を防止するため、関係する市町村が宿舍を無料提供できるよう補助金を交付する。
-

4. その人にとっての最善の医療及びケアを人生の最終段階まで受ける権利を踏まえた高齢者の COVID-19 の療養のあり方に関する論点について

高齢患者には、高齢者の特性を踏まえた対策を講ずる必要があり、その人を知る「かかりつけ医」の関与が重要である。特に、医学的脆弱性を抱える在宅療養高齢者の場合、在宅医は日頃から ACP を行っており、普段から COVID-19 に感染した状況を想定し、状況に応じた療養の場、感染症治療、基礎疾患の治療、家族との関係、介護サービスに関する事項、そして場合によっては看取りについて、網羅的に話し合うプロセスを踏んでおくことが大切である。かかりつけ医は保健所・行政と直接あるいは地域医師会等を通じて連携し、COVID-19 療養前後における介護支援事業所とも情報共有を図ることで、ACP の実行が可能となる。2022 年度の診療報酬改定では、在宅療養支援診療所・病院の施設要件に、患者の意思決定支援を行うための指針を作成することが求められており、今後 ACP の推進は、在宅医の義務となることが予想される。

医療に関しては、「原則入院」の見直しが基本であり、高齢者施設等における速やかかつ適切な医療介入が必要である。高齢患者には、ACP ならびに高齢者の特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。この度提示した「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコル」（図 1、図 2）や日本在宅医療連合学会の作成した教育コンテンツ等を地域において COVID-19 診療を行う医療機関に周知し、全国的に感染状況に応じ、適切に標準的治療ができるよう進めていくことを提案する。

第 6 波においては、治療薬が円滑に行き渡った地域があった一方、在宅での薬剤使用が困難であった地域もあった。全国規模でかかりつけ医に必要な研修を実施し、研修を修了した医師には積極的に医療を提供できるような施策を講じることで、早期で軽症のうちから COVID-19 患者へ適切な治療を提供できる体制が構築できるであろう。

入院治療が必要な場合、かかりつけ医の介入することで ACP を踏まえ、適切かつ速やかに入院医療機関に繋げることが可能となる。感染治療開始後早期から、感染予防対策を講じた上でリハビリテーション、認知ならびに心理面のケアに対するアプローチを行う。急性期治療が終了し、回復期を担当するリハビリテーション病院や地域包括ケア病棟そして居宅や施設などの生活の場へ円滑に移行するための情報共有を講じる必要がある。患者と家族の QOL にとって、オンライン対応を含んだ面会や付き添いは有効な方法であるため、

導入する医療機関や介護事業所への公的支援も考慮される。

介護に関しては、高齢者とともにその暮らしを支える介護従事者のワクチン接種や感染防護具の給付を推進する。介護事業所には大規模な経営母体が強固な事業所がある一方、小規模・零細な介護事業所も多い。小規模事業所の経営者にはBCPを指導し、介護従事者には感染対策指導を公的に推進する必要がある。また、検査体制の充実や相談窓口の強化、介護事業者の経営上の支援も急務である。感染者の中には介護保険未認定高齢者もあり、COVID-19感染後の心身の不調や要介護・要支援状態に対して速やかに介護サービスを受けることができるよう行政上の対応が必要である。

5. 参考資料

- 1) 日本在宅ケアアライアンス基本文書：<https://www.jhhca.jp/documents/>
- 2) 新型コロナウイルス対応多職種研修会資料・動画：<https://covid19hc.info/jahcm/>
- 3) 新型コロナウイルス感染者に対する在宅管理について：https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/20210308_covid19_wg.pdf
- 4) 新型コロナウイルス感染症における事業継続計画作成マニュアル：<https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/20210203bcp.pdf>
- 5) 在宅医療における新型コロナウイルス感染症対策 Q&A：https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/covid19_v4.pdf
- 6) No! ワクチン難民!! 在宅における新型コロナワクチン接種実態調査：https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/20210715no_refugees.pdf
- 7) 在宅医療と新型コロナウイルス感染症－療養者・家族への提言－：<https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/20200824covid.pdf>
- 8) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール：<https://www.jhhca.jp/covid19/210518protocol/>